

社会福祉法人等による

利用者負担軽減制度をご存知ですか

社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度とは

低所得で生活が困難である介護保険利用者に対し、社会福祉法人が利用者負担額の軽減を行うものです。社会福祉法人が、その社会的役割として、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的としています。利用には、必ず申請が必要となります。生活保護受給者や、裏面の要件を全て満たした方が対象となります。また、認定を受けた方には確認証が発行されますので、ケアマネジャーや利用事業所に必ず提示して下さい。

軽減対象となるサービス

介護給付（要介護1～5）

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、

予防給付（要支援1、2）

介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

総合事業（事業対象者、要支援1、2）

（第1号訪問事業のうち）介護予防訪問サービス、
（第1号通所事業のうち）介護予防通所サービス



※社会福祉法人が提供するサービスであり、かつ都道府県や保険者に軽減対象として申し出をしている事業所に限ります。東三河内で対象となる事業所は東三河広域連合のHPに掲載しています。

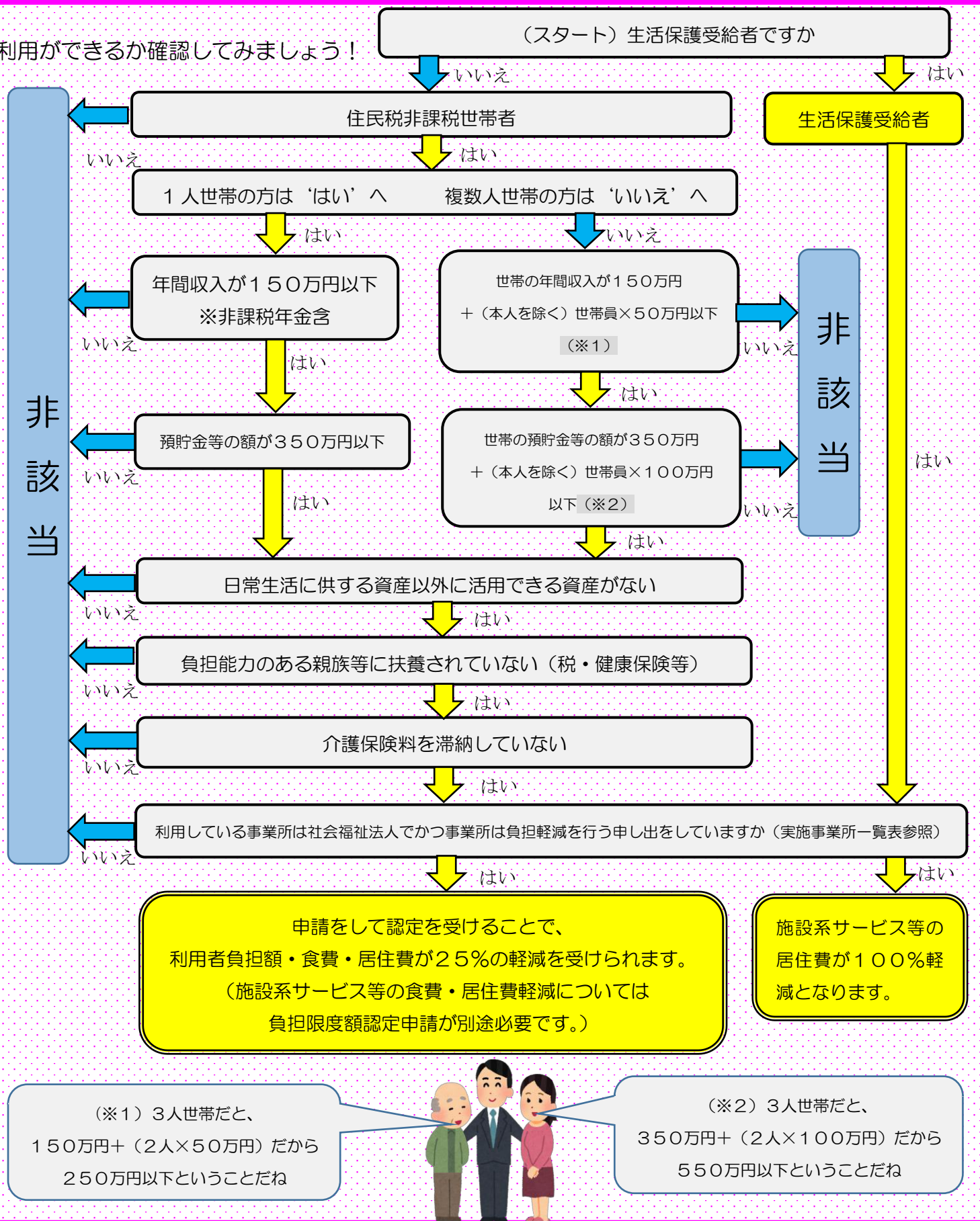
申請に必要な書類

- ・社会福祉法人利用者負担軽減対象確認申請書（東三河広域連合のHPに掲載）
- ・収入等申告書（東三河広域連合のHPに掲載）
- ・世帯全員の預貯金額等の内容がわかる書類（預貯金通帳の写し等）
※記帳してお持ちください。1年間のお金の流れを確認します。
- ・世帯全員の収入が分かる書類

（年金振込通知、給与証明書、源泉徴収票、確定申告書等の写しなど）

※申請書、収入等申告書は裏面記載の各窓口にもあります。

利用できるか確認してみましょう！



問い合わせ先

東三河広域連合 福祉事業部 介護保険課 ☎0532-26-8468・8469

豊橋市役所 長寿介護課 ☎0532-51-3130

田原市役所 高齢福祉課 ☎0531-23-3217

豊川市役所 介護高齢課 ☎0533-89-2173

設楽町役場 町民課 ☎0536-62-0519

蒲郡市役所 長寿課 ☎0533-66-1176

東栄町役場 住民福祉課 ☎0536-76-0503

新城市役所 高齢者支援課 ☎0536-23-7688

豊根村役場 住民課 ☎0536-85-1313